



平成30年度認知症介護研究・研修仙台センター運営事業費による研究
 「ICTを活用した家族介護者への効果的な支援方法に関する研究」

ICTを活用した認知症の人を介護する家族介護者支援

目的

本研究事業は、在宅で認知症の人を介護する家族介護者支援に役立つICTの開発を目的としています。スマートフォンを活用し、専門職と家族介護者の信頼関係の早期構築や、家族の地域とのつながりの回復を促進するためのツールを作成しました。

概要

主な事業内容

○家族会への参与観察

仙台市内の区単位で地域支援事業により開催される「認知症の介護者交流会」7ヶ所で参与観察を行いました。

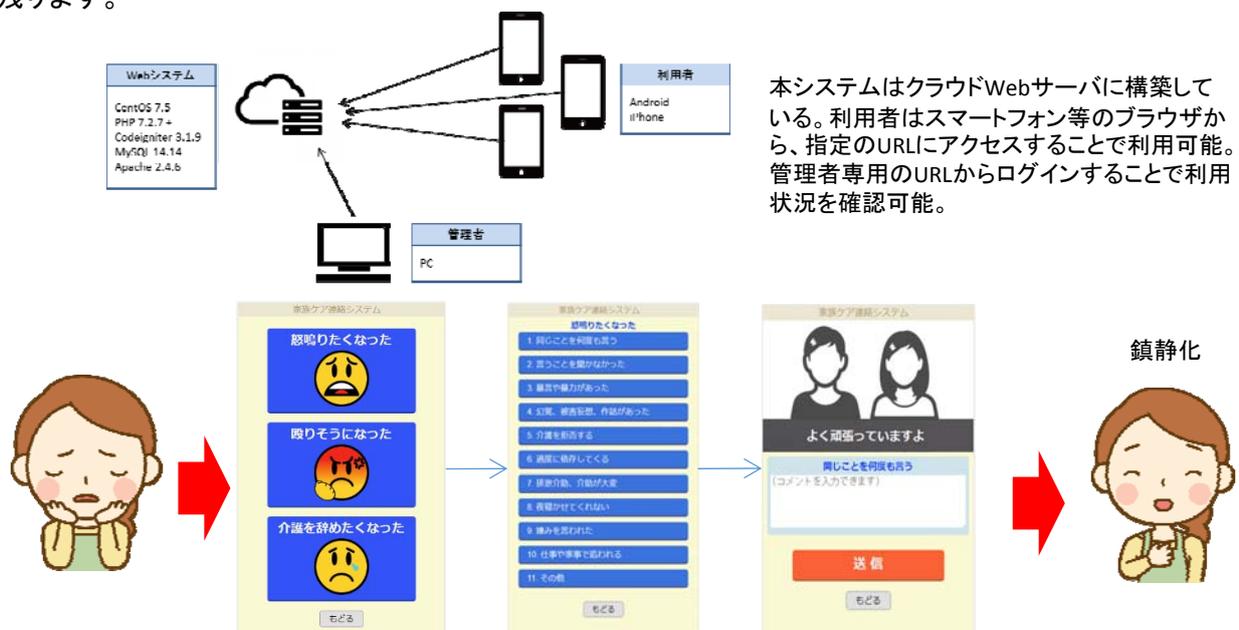
○ICTツールの試案の作成

ICTを活用して、スマートフォンを使った家族支援アプリケーションを作成しました。家族が在宅での介護場面で憤りを感じたとき、怒りを覚えたときに即時に使い、その感情の鎮静化に役立つものとなりました。

主な結果・成果

■ ICTツールの支援作成

日々の介護の中でストレスを感じた時にその状況について回答・記録してもらい、その回答に応じたアドバイス動画を再生することでストレス緩和などの支援を行うことができるシステムを構築しました。ソーシャルサポートをWEB上で醸成することを目的としており、これを利用することで、情緒的サポート、手段的サポートを享受することが可能です。しかし、スマートフォンの利用方法などに課題は残ります。



不快感情を自覚したときに入力 家族会のメンバーや専門職の動画がランダムに再生

今後の展開

高齢の介護者のアプリケーション使用は難しいことが明らかになりました。そのため、今回作成したシステムを活用し専門職と家族を繋ぐためのシステムの開発、またはオンラインでの面接なども可能にするためのシステム開発を行います。



平成30年度運営事業費による研究
 「高齢者虐待防止・身体的拘束適正化に向けた適切な教育手法に関する研究」

虐待防止・身体拘束適正化のための職場内研修

目的

高齢者虐待防止・身体拘束適正化に向けた、施設・事業所における職場内研修等の取り組み状況について、現状と課題を明らかにし、改善策を整理検討することを目的としました。

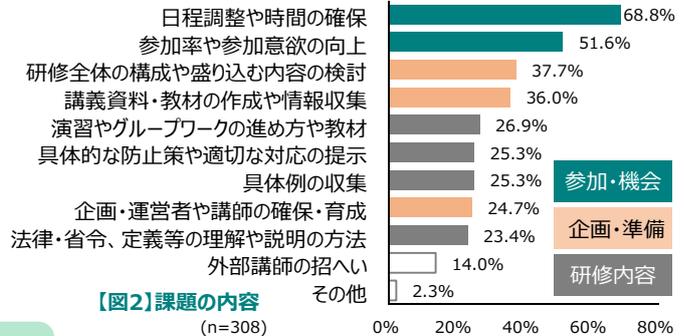
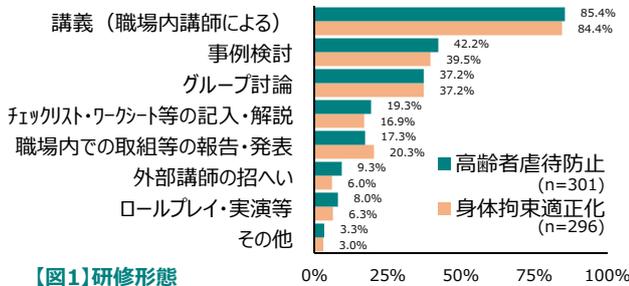
概要

主な事業内容

- 宮城県内の養介護施設・事業所への郵送調査（調査対象822か所、有効回答343）
 入所・入居機能を持つ施設・事業所へ、虐待防止・身体拘束適正化のための研修等の実施状況を調査しました。
- 課題及び改善策の整理検討
 調査結果から課題を検討し、虐待防止・身体拘束適正化に資する職場内研修の体制、手法、内容等を整理しました。

調査結果の概要

- 調査実施時点（平成30年11月下旬～12月）で、9割近くの施設・事業所が虐待防止・身体拘束廃止に関する職場内研修をすでに実施していました。また実施予定を含めると、56.1%は両者の内容を一体的に実施していました。
- 職場内研修の実施回数は、半数が「異なる内容で複数回実施」であり、「1回のみ」が約3割、「同一内容を複数回実施」が約2割でした。研修に要した実質的な時間は、30分以内の場合から120分を超える場合まで分かれていました。
- 研修形態として多いのは講義形式で、演習形式は、形式ごとにみると5割を超えているものではありませんでした（**図1**）。
- 約9割で職場内研修企画・実施に関する課題があると回答していました（課題の内容は**図2**）。
- 調査項目間の関連性をみると、次のような傾向がみられました。
 - ・委員会等の組織がないと、研修回数が「1回のみ」となる割合が2倍になる。
 - ・研修時間が短い（30分以内）場合や回数が1回のみの場合、演習が行われにくい。また基本的・直接的な内容にとどまりやすく、防止に向かう内容が盛り込まれにくい。法令やそれに伴う責務・責任等が盛り込まれない場合もある。
 - ・研修の企画や内容に関する具体的な課題は、演習等の工夫を研修に採り入れている場合に割合が高まる。



課題及び改善策の整理検討

- 課題を検討した上で、次のように改善の方向性を整理しました。

【組織体制や指針・マニュアル等の整備】

- 検討組織がないと必要十分な職場内教育に結びつきにくい。また、指針等により考え方や動き方を示す必要がある。

【法令上求められている体制整備と職場内研修の実施】

- 虐待防止・身体拘束適正化のための職場内研修は、法令上必須の取り組みで、「自ら行う研修」が求められている。

【必要な内容を学習するための、一定の時間・回数の確保】

- 調査結果からは、年間で1時間程度×2回（120分相当）以上の研修機会の確保が一つの現実的な目安か。

【研修内容：「禁止型」から「防止型」へ】

- 単に法令を示し虐待や拘束を「禁止」するのではなく、サービスの質を高め発生を防ぐ「防止型」の研修内容が望まれる。

【研修形態：「伝達型」から「参加型」へ】

- 講義による知識伝達だけでなく、演習や取組報告等により自ら考える力を養う「参加型」の研修形態が求められる。

今後の展開

- 今後は、詳細なニーズと対照させながら、より具体的な研修企画・運営方法や講義・演習内容及び教材を提示し、単なる研修実施の有無によらない研修水準や教育効果の評価等を行っていくことを検討しています。